

北海道教育委員会からのお知らせです。

北海道公立高校生奨学給付金のご案内

～保護者等の方の申請が必要です。～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書費、教材費、通信費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる世帯のうち、一定の条件を満たした世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

◎ 返還する必要のない「給付金」です。今年度から目安として年収 490 万円位までの世帯が対象になります。(詳しい基準は下記をご覧ください)

◎ 他団体の奨学金を受けている方も申請できます。

給付を受けられる方(次の条件に該当する方になります。)

- (1) 令和8年(2026年)7月1日現在、高校第1学年から第3学年(定時制の場合は4学年)の生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。(単身赴任等で保護者のうちの一方が他の都府県に在住している時は、生活の本拠地が北海道である場合は、北海道で申請できます。)
- (2) 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が、182,500円未満の世帯。(非課税世帯を含む)

給付をうけられない方

- (1) 生徒が高等学校等就学支援金(授業料の補助)の支給対象とならない場合。
(ただし、学び直し支援金対象者を除く)
- (2) 保護者等又は高校生が以下の給付金を受けている方
高校生等定時制課程教科書給与事業・北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度
- (3) 海外赴任等により、保護者全員の課税証明書が提出できない方
- (4) 児童福祉法による児童入所施設措置等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生を除く)が措置されている場合。

給付金額(生徒一人あたりの年額)

区 分	年 額
生活保護受給世帯のうち、生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯	32,300 円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	143,700 円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満の世帯(合計年収270～380万円程度)	47,900 円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯(合計年収380～490万円程度)	35,930 円

※ 上記の年収は目安です。扶養親族の数により所得割額が異なるため、合計年収 490 万円以上でも対象となる場合があります。

裏面に続きます。

申請方法

本校ホームページに申請書及び申請方法を掲載しますので、ご覧の上期日までに申請を行ってください。
申請書等は本校事務室窓口でもお渡ししますので、ご希望の方はお申し出ください。

申請書類及び添付書類

(1)申請する方全員

- ・ 申請書（様式第1号）4枚あります。両面印刷してください。
- ・ 口座振込申出書（様式第3号）（申請者の口座を記載してください。）
- ・ 高等学校等就学支援金受給資格認定について（認定通知書）
※奨学給付金申請時にお手元に届いていない等添付できない事情がある方は、その旨メモを添付してください。

(2)ご家族の状態に応じて、次の①・②のいずれかをご提出ください。

① 生活保護受給世帯

- ・ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第2号）、あるいは生活保護受給証明書（生業扶助（高等学校等就学費）受給の有無がわかるもの）

② 非課税世帯及び課税額が基準以内の世帯

- ・ 保護者等全員の令和8年度（2026年度）道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（所得課税証明書・非課税証明書・納税通知書のコピー・特別徴収税額の決定変更通知書のコピーのいずれか。）

※ 控除対象配偶者であっても省略できません。保護者全員分が必要です。

※ 納税通知書のコピー・特別徴収税額の決定変更通知書のコピーは全面のコピーが必要です。

※ 札幌市内区役所及び札幌市税事務所では、申請時に「奨学給付金申請に使用」することを伝えると、手数料が無料となります。コンビニエンスストアで発行する場合は手数料が必要です。

申請期日（添付書類が必要ですので、内容の確認は早めに行ってください）

令和8年9月14日(月)

支払い方法

審査により支給が決定した後、御指定の口座へ振り込みます。

その他

- (1) 家計急変（失業等）による経済的理由から、保護者全員の道府県民税所得割額が182,500円未満である世帯に相当する方も申請可能です。年度途中で家計急変となった場合は年度途中での申請も可能です。本校事務室担当者までご連絡ください。
- (2) 災害等により、制服を再度購入する必要があった場合は、申請により給付額に一定額を加算することができます。（罹災証明書が必要です。）本校事務室担当者までご連絡ください。
- (3) 給付金の一部を学校に直接支払い、学校諸費に充てることができます。
希望する方は「委任状」をご提出ください。
- (4) 書類を記入する際は、黒のボールペン等で丁寧に記入してください。「鉛筆・シャープペンシル」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
- (5) 提出された書類を拝見し、追加の書類をお願いする場合があります。

札幌工業高校ホームページにはこちらから→



連絡先

北海道札幌工業高等学校事務室

担当 久保 電話番号 (011) 727-3342